

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択して以来、「国際人権規約」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など、人権に関する数多くの国際条約を採択してきました。そして、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官の設置（1994年（平成6年））、国連人権委員会や人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動により、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

このような経過の中で、1994年（平成6年）の第49回総会において、人権に対する世界的規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、同時にその行動計画を採択しました。その結果、各国において国内行動計画が策定・実施され、また人権センターの設立など、様々な取組が推進されました。

しかしながら、21世紀に入った現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権が侵害され、生命の危険にさらされている現状があります。

「人権教育のための国連10年」の取組が最終年を迎えた2004年（平成16年）12月には、国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を人権の世紀とするための取組が更に推進されています。

国連では、2006年（平成18年）に、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（2005年（平成17年）～2009年（平成21年））、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））に基づく取組が推進され、2015年（平成27年）からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））の取組が進められています。

2 国内の動向

わが国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、わが国固有の問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の同和对策審議会の答申を受けて、その解決のために、1969年（昭和44年）、「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、三つの特別法に基づき、2002年（平成14年）3月まで33年間にわたって特別対策が実施されてきました。

また、女性、障がいのある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。

しかしながら、わが国の人権に関する現状については、国連の規約人権委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等さまざまな人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年（平成7年）12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部が設置され、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画が策定されました。これに対応する「人権教育のための国連10年京都府行動計画（以下「京都府行動計画」という。）」は1999年（平成11年）3月に策定され、取り組まれてきました。

また、1996年（平成8年）12月には、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付けました。そして同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月には人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における人権救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策の推進については、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、（中略）その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき2002年（平成14年）3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律や、障害者

権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」など、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んでいます。

また、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災など、相次ぐ自然災害を契機に、命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、ボランティア活動などのかたちでお互いを助け合う意識の発露が見られます。

京都府においては、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、1999年（平成11年）の京都府行動計画に続き、2005年（平成17年）1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定されました。

世界人権宣言採択から65周年にあたる2013年（平成25年）11月には、人権尊重の理念を改めて府民に幅広く訴えかけることを目的とした「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表されました。

2016年（平成28年）1月には、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定されました。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

3 向日市の取組状況

向日市では、1977年（昭和52年）11月の「向日市民憲章」の制定、1984年（昭和59年）10月の「世界平和都市」の宣言の取組など、これらに示された理念や2010年（平成22年）4月に策定した「第5次向日市総合計画」のまちづくりの基本方針に基づき、人権問題の解決を図るための諸施策を進めてきました。

1999年（平成11年）3月の「京都府行動計画」と歩調を合わせ、2000年（平成12年）8月、向日市における人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するための基本指針となる「人権教育のための国連10年向日市行動計画（以下「向日市行動計画」という。）」、さらに2006年（平成18年）3月には「向日市人権教育・啓発推進計画」を策定し、民主的で文化的な市政の発展とあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る取組を進めてきたところです。

以後、学校教育、社会教育において、人権教育・啓発に関する施策や、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人等の人権課題解決に関する施策を実施してきました。とりわけ、基本的人権の尊重と人権・平和の大切さを啓発する事業として、毎年8月、12月に「平和と人権のつどい」や「人権研修会」の開催など、人権尊重の社会づくりに向けて、人権施策を推進してまいりました。

また、人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

本市においては、様々な機会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、さまざま

まな人権教育・啓発活動を展開していますが、とりわけ、人権意識の普及に積極的に活動を展開している乙訓人権擁護委員協議会や乙訓人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を密にしています。

さらに、NPO等の多様な主体による住民の自発的な社会貢献活動は、地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」及び「向日市市民協働推進条例」の趣旨を踏まえ、団体が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政と団体が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進しています。

2008年(平成20年)4月には、関係機関等と連携した効果的な啓発等を推進するために、山城地域の市町村と民間団体、企業により「山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんねつとやましろ)」が設立され、広域的な人権教育・啓発事業などの取組にも積極的に参加しているところです。

これらの取組の結果、人権教育・啓発の取組が市民に浸透してきましたが、市民生活にかかわる様々な場面で、依然として、人権に関する深刻な問題が存在しており、今後も関係機関と連携し、人権教育・啓発のより一層積極的な取組を進めてまいります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

向日市では、これまで京都府等関係機関の指導・支援を受けながら、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた施策を積極的に推進してきました。「人権教育のための国連10年」の取組にあたっては、2000年（平成12年）8月、「向日市行動計画」を策定し、市民の人権意識を高め、人権文化を確立するための教育・啓発を推進してきたところです。

「向日市行動計画」の計画期間は2004年（平成16年）をもって満了し、「人権教育・啓発推進法」の規定及び「新京都府推進計画」の策定を踏まえ、「向日市行動計画」の取組を継承・発展させた2006年（平成18年）3月策定の「向日市人権教育・啓発推進計画」により、引き続き人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今般、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化しており、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

こうした状況や、これまでの成果や課題を踏まえ、向日市として人権教育・啓発に関する施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として「向日市人権教育・啓発推進計画」を継承・発展させ、「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」に改定するものです。

2 計画の目標及び性格等

（1）計画の目標

この計画は、「向日市行動計画」及び「向日市人権教育・啓発推進計画」の取組を継承・発展させ、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を向日市において構築することを目標とします。

この人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の人間関係の中で習慣として身に付け、実践できるという態度や意識が社会全体にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

（2）計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条に規定する地方公共団体の責務として、向日市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) 計画の目標年次

この計画の目標年次は、2025年度(平成37年度)までとします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) 人権教育・啓発について

「向日市行動計画」及び「向日市人権教育・啓発推進計画」においては、人権教育について、国連の定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」としており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

3 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた向日市における人権教育や啓発活動、並びに「向日市行動計画」及び「向日市人権教育・啓発推進計画」の取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人とがつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権

尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

④ 自分のこととして身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、様々な生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

わが国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン（すべての人にとって使いやすい形や機能）の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関等と連携を図りながら、人権教育を推進しています。今後も、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要があります。

なお、本章においては、従来から取組を推進している各問題に加え、「さまざまな人権問題」や「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」として、多様な問題を整理して記載しています。

また、近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。

1 同和問題

【現状と課題】

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。

1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、33年間に及ぶ特別法により施行された対策は、生活環境をはじめとする物的な基盤整備は概ねその目的を達成したとして、2002年(平成14年)3月末をもって終了しました。特別法終了後は、現行制度を的確に運用して取組を推進するとともに、教育、就労、福祉等の生活実体上の課題等の解決に向けた取組を進めています。

しかしながら、同和地区出身者に対する差別や偏見については、結婚に関わる問題や住宅購入の際に同和地区への忌避意識が依然として存在していることがうかがえ、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件、土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書き込み等で顕在化しているものと考えられます。

こうしたことから、今後とも同和問題の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。差別意識や偏見の解消のための教育・啓発を更に進めていくことが重要です。

【今後の取組の方向】

同和問題の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、子どもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を行うとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

特に同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るため、山城人権ネットワーク推進協議会での取組や乙訓人権擁護委員協議会等と連携した取組の推進を図り、学校・地域社会への啓発に努めていきます。

今後とも、地域改善対策協議会の意見具申(1996年(平成8年))が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題などさまざまな人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して引き続き現行制度を的確に運用して取組を進めます。

2 女性

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女

の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

今日、女性の貧困や女性への暴力は世界規模で大きな問題となっており、わが国でも配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝ＤＶ）やストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、性に起因する暴力などの問題が存在しています。

また、依然として、長い歴史の中で形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった伝統的な性別による固定的な役割分担意識と、それに基づいた社会における慣習を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、依然として課題が残されています。

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、今日では男女共同参画の視点に立って社会制度や慣習を見直すこと、女性に対する人権侵害の発生防止に向けた施策を充実させることが求められています。

【今後の取組の方向】

男女が社会の対等な構成員として、互いに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、女性の人権が尊重される社会の実現に向けて、「向日市男女共同参画推進条例」の基本理念にのっとり、第２次「男女共同参画プラン」を推進します。

また、男女共同参画施策を推進するための拠点を整備し、職場や地域で女性の活躍できるための環境整備などの施策を推進し、女性に対する人権侵害やあらゆる暴力の根絶に向けて、関係機関との連携をより一層強化し、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない被害者支援等を推進します。

企業等においては、府や関係機関と連携し、人権教育・啓発を通して、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止を図ります。

3 子ども

【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。

また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

こうした状況の中で、子どもの人権を著しく侵害する「児童虐待」（保護者等による身体的・心理的虐待、養育の放棄）の相談件数は近年増加しています。

いじめや暴力行為、不登校、体罰等は依然として深刻な問題です。情報化の進展に伴って、ＳＮＳでのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じるとともに、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。また、不登校の子ども数は、減少傾向だったものが、近年増加傾向を示しています。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

1951年(昭和26年)の「児童憲章」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として、そのことは十分に認識されていません。

そうした中で、子どもの貧困率が2012年(平成24年)時点で過去最悪の16.3%となり、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況です。

社会全体で、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの立場を尊重し、違いを認め合える人として成長できる環境づくりが大切です。

【今後の取組の方向】

「向日市子ども・子育て支援事業計画」などにに基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進するとともに、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を図ります。

同時に、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要となることから、2008年(平成20年)3月に、「向日市要保護児童対策地域ネットワーク協議会」を設立し、関係機関との連絡を密にし、子どもたちの最善の利益を守り、健全な育成を目指して支援を行っています。

また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、子どもを虐待から守り、安心して生活ができるように、向日市要保護児童対策地域ネットワーク協議会をはじめ、社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。

さらに、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、非行等の問題行動やいじめ、体罰等については、個々の事象に対応できるよう相談指導体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組の充実を図ります。

不登校の子どもへの支援については、庁内に相談員を配置するとともに、各学校には専門家による巡回相談を実施するなど教育相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、適応指導教室と関係機関と学校が連携した学習機会提供の取組などを推進します。

加えて、子どもたちがインターネットを適切に利用できるよう、フィルタリング(利用制限)サービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行うとともに、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者等に情報提供を図り、加害者にも被害者にもならないよう教育・啓発等を推進します。

子どもは「将来を担う社会の宝」の理念にたち、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた取組を推進し、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

4 高齢者

【現状と課題】

いわゆる「団塊の世代」が65歳を超える年齢を迎えたこともあり、市民の総人口に占める65歳以上の割合は、2015年(平成27年)12月末現在で26.5%と高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加しており、今後更に急増すると予測されています。高齢者が住み慣れた地域や住宅で、自立した生活をしていきたいという、人間としての願いは、高齢者が一個人として尊重され、その人らしく生きぬく上で保障されなければなりません。そのためには高齢者が年齢にかかわらず社会参加でき、いきいきと暮らしていける社会に向けた取組が必要です。

また、高齢者に対する要支援者及び要介護者の割合は、2015年(平成27年)12月末現在で17.8%となっていますが、介護保険施設や家庭における高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルにより、いきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが求められています。

【今後の取組の方向】

高齢者がたとえ寝たきりや認知症等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「こうふくプラン向日(向日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」等に基づき、介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めると同時に、できるだけ多くの高齢者が健康であり続けるよう、いつまでも、やりがいやいきがいをもって生活することができる生涯現役社会の実現に取り組むとともに、支援を必要とする高齢者を地域で支える体制づくりの推進に取り組めます。

また、高齢者の権利擁護などに関する相談窓口を地域包括支援センターに設置しており、高齢者に対する虐待防止に向けたネットワークを活用した情報提供や相談体制、権利擁護に関する制度・事業の促進を図ります。

5 障がいのある人

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、

差別的な言動を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しており、特に精神障がいのある人や難病患者等は、障がいの特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図るために正しい知識の普及・啓発などの取組が必要となっています。

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」など様々な法整備が行われています。

これらの新たな法制度の状況等を踏まえ、京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が制定(2015年(平成27年)4月1日施行)されたところです。

本市では、1981年(昭和56年)、毎年11月1日を「向日市障がい者の日」と定めるとともに、1998年(平成10年)3月に「向日市障害者計画」、2007年(平成19年)3月に「第2次向日市障害者計画」、2015年(平成27年)3月に「第4期向日市障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人が住みやすいまちづくりと、社会参加のしやすい環境づくりに向けた施策を積極的に進めてきました。

これらの新たな法及び条例等の状況等を踏まえ、本市においては障がいを理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践等、共生社会の実現を目指します。

また、障がいのある人に対する虐待(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)についても、引き続き虐待を受けた障がい者の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

【今後の取組の方向】

障がいのある人の人権が尊重され、自立して生活することができる地域社会を目指して、支援体制の確立と障がいのある人自身が能力を発揮できる環境づくりを推進します。

その際、障がいのある人が無理なく外出し、社会参加できる環境を整備するため、バリアフリーやユニバーサルデザインを目指したまちづくりを推進します。

障がいのある人がライフステージのすべての段階で、社会・経済・文化の各分野で不当に差別されることなく参加、活動できる社会を実現するため、「向日市障がい者計画」に基づいた取組を推進します。

障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及や啓発を推進し、市民が障がいのある人への関心と理解を深め、社会参加を支援できるよう、向日市障がい者の日「スポーツのつどい」等の各種事業を行います。障がいのある人一人ひとりのニーズに対応した適切なサービスが利用できるよう、相談・支援体制の充実に努めます。

また、「障害者虐待防止法」に基づき、関係機関と連携して虐待防止を推進するとともに、障がいのある人の権利を擁護するため、必要な援助に努めます。

【現状と課題】

外国人の人権問題とは、日本の国籍をもっていない人がわが国で生活する上で言葉や文化、習慣等の違いに起因した誤解や偏見により差別を受ける問題です。

わが国は、国連において採択された「国際人権規約」及び「人種差別撤廃条約」を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障しています。

本市においても、外国籍市民が暮らしやすい環境の整備と国際理解への取組が求められてきました。これまでから本市では、向日市行動計画及び向日市人権教育・啓発推進計画に基づき、外国籍市民への生活情報の提供や生活相談を行ってきたところです。

他に、本市においては、国際理解の促進のために、社会教育において国際理解講座を開催し、また姉妹都市である米国サラトガ市や友好交流都市である中国杭州市との国際交流を行い、国際化に対応した環境づくりを進めてきました。

しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上での様々な問題が生じています。従来から本市に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、広く府民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりがかねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

【今後の取組の方向】

異なった言葉や習慣、価値観をもつ人々の文化を理解することは、個人個人が「地球市民」としての意識をもつことにつながります。

言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、民族・国籍等による差別を許さない地域づくりを推進し、学校や社会教育における国際理解教育、人権教育、社会における人権啓発活動を推進します。

また、外国籍市民への生活情報の提供や生活相談等を行うとともに、外国籍市民の各種審議会等への参加を図り、その意見の反映に努めながら、関係機関やNPO等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取組を推進します。

多文化共生社会の実現に向け、様々な機会を通じた啓発の取組を推進する中で、一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国人の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、府・関係機関等と連携した効果的な啓発を推進します。

7 感染症・ハンセン病患者等

【現状と課題】

エイズウイルス（H I V）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者やその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

エイズウイルスは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありませんが、近年、新規エイズ患者・H I V感染者については、男女を問わず20代・30代の若年層で感染が拡大しています。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

わが国では古くからハンセン病を患った人々に対する様々な偏見や差別があって、明治以後、療養所に隔離して治療してきた経緯があります。治療法が確立し、「らい予防法」が廃止された今日もなお、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、ハンセン病には以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しています。

本市においては、感染症やハンセン病等に関する正しい知識と患者及び感染者の人権擁護のための啓発をはじめとする取組を推進しています。

【今後の取組の方向】

学校教育、社会教育などを通じ、エイズ、ハンセン病患者等に対する正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤とした教育を推進し、エイズ、ハンセン病患者等が不当な取扱いを受けることがないように、その正しい知識の普及と啓発の推進に努めていきます。

8 さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるようなさまざまな人権問題が存在しています。

（１）犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

本市においては、2012年（平成24年）に「向日市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。今後も更なる支援制度の周知、充実が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害

者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

【今後の取組の方向】

「向日市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携・協力を進めます。

犯罪被害者等への支援について、市民等の理解を深めるため、必要な広報及び啓発を進めます。

また、性被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るため、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）」との連携と犯罪被害者等への情報提供を進めます。

（２）性同一性障がい、性的指向

【現状と課題】

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいい、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類に位置付けられています。また、性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。

2004年（平成16年）には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がい者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、学校に対しては、性同一性障がいなどの児童生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

【今後の取組の方向】

性同一性障がいのある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とはいえ、社会生活の様々な場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する市民の理解を深め、性同一性障がいや性的指向等にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。

（３）その他の人権問題

・ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

なお、ホームレスに至る原因は様々であり、健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、市民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「ホームレス特措法」という。）」

に基づき、京都府などの関係機関と連携・協力し、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法」が２０１５年（平成２７年）４月から施行されており、ホームレス対策については、「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、自立支援を推進します。

・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、市民の意識の中に根深い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

刑を終えて出所した人については、その更生を支え、社会復帰に資するため、地域住民の偏見や差別をなくし、理解と協力を得る目的で、啓発活動を実施します。

・アイヌの人々

アイヌの人々については、その民族としての歴史や文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、人権を尊重していくことが大切です。そのためには、市民に対するアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及や啓発が必要となります。

・婚外子

婚外子（嫡出でない子）については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないように、啓発の推進に努める必要があります。

・北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべくさまざまな取り組みが行われています。２００６年（平成１８年）には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めるための啓発の推進に努める必要があります。

9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

（１）インターネットにおける人権の侵害

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やＳＮＳなど様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

しかし、インターネット上には、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗

中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめなど、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わる様々な問題が存在しています。

また、外部から閲覧できないＳＮＳ等の利用も進んでおり、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発の推進が必要とされています。

【今後の取組の方向】

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー（流通する情報を活用する能力）の向上を図ります。

また、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、京都府等の関係機関と連携し、加害者にも被害者にもならないよう、引き続き、フィルタリング（利用制限）サービスの利用啓発やＳＮＳ利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。

（２）個人情報の保護

【現状と課題】

情報化の進展により、個人情報が独自の価値を持つものとして、大量に収集、商品化されるなど、安心して社会生活を営む上での大きな障害となる個人情報の流出や漏洩事件が発生しています。

個人情報を取り扱う事業者には、「個人情報保護法」により、利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などが義務付けられています。

【今後の取組の方向】

「向日市個人情報保護条例」の適正な運用による個人の権利利益の保護に務めます。

個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任やモラルについての教育・啓発の推進します。

身元調査に関わる問題点についての啓発の推進と「事前登録型本人通知制度」の普及を図ります。

（３）安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要ですが、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメントが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を

果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

本市においては、この「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「向日市男女共同参画プラン」に基づき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を推進しています。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント、マタニティ・ハラスメントも顕在化しており、問題となっています。

【今後の取組の方向】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、様々な行政分野が連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業・事業所に対する広報・啓発を推進します。

パワーハラスメントやマタニティ・ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが重要であるため、企業に対する啓発を推進します。

（４）自殺対策の推進

【現状と課題】

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生の様々な場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

こうしたことから、２０１５年（平成２７年）に京都府では、「京都府自殺対策に関する条例」が制定されました。

本市においては、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、京都府や関係団体と連携を図り、自殺対策を推進します。

【今後の取組の方向】

悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、すべての人が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、京都府等と連携して自殺対策を推進しています。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。

ここで取りあげた人権問題のほかにも、台風や豪雨、地震などの際、高齢者や障がいのある人、乳幼児など災害時要配慮者が被災する事態も発生しており、その避難対策は喫緊の課題です。災害時要配慮者を安全に避難させ、避難生活を適切に支援できるよう、訓練の実施や人材の育成等の取組を推進する必要があります。

本市としては、以上のさまざまな人権問題についても、常にその状況に留意し、すべての人々の人権を尊重しそれを保障する視点に立って、あらゆる偏見と差別意識を解消するために、人権教育・啓発の取組を推進し、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。

第4章 人権教育・啓発の推進

1 啓発の推進体制

(1) 推進体制

- ① 向日市人権教育・啓発推進計画推進本部を設置し、関係部課が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。
- ② この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。
- ③ 関係機関と連携した効果的な啓発の重要性から、国や京都府、近隣市町村と連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動を推進します。また、関係団体、企業、NPO等の民間団体等におけるそれぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。
- ④ この計画の趣旨を踏まえ、本市の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

(2) 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実行性のあるものとするため、向日市人権教育・啓発推進計画推進本部会議を適宜開催し、必要に応じて計画に基づく施策の点検・評価を行います。

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

本市においては、前章で掲げた同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる。
- ② 自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる。
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で、人権をとらえることができる。

こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであります。その

活動を効果的に推進していくためには、対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要があります。

また、人権教育・啓発の手法については、第3章「まえがき」で述べたように、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

（１）就学前の教育・保育施設

【現状と課題】

就学前の教育・保育施設は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領等に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

就学前の教育・保育施設においては、他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。また、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

【取組の方向】

今後とも、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に基づき、生活体験、一人ひとりの心身の発達の過程などを考慮し、大人や他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力向上のための研修の充実に努めます。

（２）学校

【現状と課題】

学校においては、「学習指導要領」や京都府教育委員会の「学校教育の重点」及び向日市教育委員会の「指導の重点」等に基づき、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図ってい

ます。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育を推進を図っています。

しかしながら、社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを受けて、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっています。

このような中、子どもが人権尊重の意識を高め、互いの個性や価値観の違いを認めて、自分を尊重し、他人を尊重する心をはぐくむとともに、自立的に社会に参画できるよう、今後も一人ひとりを大切にした教育を推進していくことが重要であり、その際、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえその継承と発展を図るとともに、現代の社会経済状況や学校教育を巡る今日的状況を踏まえた人権教育の一層の充実を図る必要があります。

また、すべての教職員が人権尊重の理念について理解・体得するとともに、経験豊かな教職員が持つ蓄積の継承を通じて経験の浅い教職員も不安なく人権教育に取り組めることが重要であり、さらに、児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながるとともに、同和問題などさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度を育成することが必要です。

【取組の方向】

- ① 一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就学の保障と希望進路の実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

また、教職員が教育相談員や関係機関等と協働して、子どもの人権を巡る実態に適切に対応できるように取り組みます。

- ② 新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を積極的に活用して、さまざまな人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、小学校・中学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、道徳教育や「法やルールに関する教育」、「いのちを考える教育」等と効果的に関連づけながら人権教育に取り組めます。

- ③ 個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの組み合わせ、教科の学習と特別活動における人権学習の連動などの優れた実践を学校間で共有するなど人権教育の一層の充実を図ります。

- ④ 社会を構成する一員としての自覚を高め、人権尊重の社会づくりに参画する意欲と能力を高めるために、児童生徒自らが主体的に活動する機会を充実させます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感を高めるために、児童生徒の多様な体験活動の機会の充実に取り組めます。

- ⑤ 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進します。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組を徹底します。

（３）地域社会

【現状と課題】

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本市では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。また、公民館等の社会教育施設を中心として、人権教育を推進していく指導者の育成と資質向上に努めています。

そのため、人権教育指導資料の作成を行うとともに、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないよう参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、さまざまな人権課題に応じた指導者研修を実施しています。

また、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう様々な施策を推進しています。

地域社会には、女性に関する問題や高齢者に関する問題、同和問題などさまざまな人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発についての正しい考え方が十分に浸透していないという問題も指摘されています。したがって、地域の実情に応じた学習情報や学習機会の提供を支援するとともに、市民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

さらに、都市化の進行等により、市民に地域社会の一員としての意識が希薄になっています。そこで、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動を入権尊重の心を培う機会として一層充実させることが必要です。また市民の自主的な人権教育・啓発推進のための組織づくりやその活動を促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、参加型学習が、学習者の体験の域を出ず、発展的な学習が不十分であることがあり、学習者の実態に即した目標や方向性、内容等を持った学習プログラムを開発することが必要です。

【取組の方向】

市民が身近な地域において、さまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 女性に関する問題や高齢者に関する問題、同和問題などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館等の社会教育施設を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の育成に努めます。
- ② 学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ポ

ランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4) 家庭

【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を涵養するため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、家庭児童相談室をはじめ、人権擁護委員、民生委員・児童委員などによる相談、問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

一方で、少子化や都市化・核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉や育児不安、しつけに対する自信の喪失などが見られ、家庭の教育機能の低下の問題が指摘されています。そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場で学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

さらに、子どもの虐待や非行などの子どもをめぐる問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障がいのある人への支援の不足など、家庭の問題は複雑化また多様化しており、それら家庭をとりまく環境の変化を踏まえた取組を推進することが必要となっています。

【取組の方向】

子どもの人格形成を左右する家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見や差別心を持っていないことを子どもに示すことができるよう、家庭教育に関する親の学習機会の充実や親への情報提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、家庭児童相談室等の専門性を生かし、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭の教育機能の強化の支援に努めます。

(5) 企業・職場

【現状と課題】

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、地域社会に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等地域や社会の構成員

として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

それと同時に、企業等の事業所は、企業内人権啓発推進員の設置を推進し、出自、性別などによる差別なく、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進など事業所としての人権の尊重を確保することに努めているところです。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されています。

また企業は、障がいのある人の自立と社会参加を促進するために、法定雇用率の達成に力を入れることが必要です。そして企業は、今後一層、その活動に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、出自、性別などによる差別なく、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組が必要です。

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくりや人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。

【取組の方向】

企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業の役職員等を対象とした人権研修の充実に努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を一層促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、啓発資料の配布や啓発ビデオの貸出し等による情報提供などの支援に努めます。

3 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員・一部

事務組合職員等、教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

（１）市職員・一部事務組合職員等

【現状と課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員・一部事務組合職員等には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。そのためには、社会情勢及び経済情勢の急速な変化の中で、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

【取組の方向】

市職員・一部事務組合職員等に対しては、人権尊重の理念や同和問題などさまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を実施します。

その際の研修においては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても女性、子ども、高齢者、同和問題などさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

（２）教職員・社会教育関係者

【現状と課題】

学校における人権教育の推進に当たっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、本市の実施する人権研修会への参加を通して、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。

また、地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係者は、それぞれの地域社会において人権教育を積極的に推進していく指導者としての資質向上を図ることが必要です。

【取組の方向】

教職員については、各学校における日常的な研修・各種人権研修会への参加を基本とし

ながら、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、いじめ、障がいのある人の問題、同和問題などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実にも努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成し、体罰の根絶及びいじめの未然防止や早期発見・早期解消のために各種手引きを活用した校内研修を充実します。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

また、社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての資質の向上を図るため、研修の一層の充実に努めます。

（３）医療関係者

【現状と課題】

医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームド・コンセントの徹底等により、患者が納得して医療が受けることができるよう、人権意識の高揚に向けた取組を進めていくことが求められています。

また、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、人権教育・啓発の一層の促進が必要です。

【取組の方向】

患者が安心して医療を受け、健康な生活を営むことができるように、インフォームド・コンセントの徹底や適切な患者への処遇など、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの人権意識の一層の向上を図ります。

（４）保健福祉関係者

【現状と課題】

市民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人等と接する機会の多い生活保護ケースワーカーや民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーの権利をはじめ、さまざまな人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向】

社会福祉施設等における高齢者や障がいのある人に対する虐待事案が発生していること

も踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、関係団体等における人権研修の充実に支援します。

(5) メディア関係者

【現状と課題】

メディアは市民生活と密接にかかわり、市民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。

また、一方では、誤って報道等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなるため、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

【取組の方向】

メディア関係者に対し、その活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

4 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、さまざまな人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

5 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。そのため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、府や近隣市町村、関係機関等との連携の下、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫に努めます。

6 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の、そして様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であります。したがって、生涯学習の視点に立って、発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進することが大切です。学校・地域社会・家庭での人権教育の推進については、教職員や社会教育関係者の指導や支援を得ながら、保護者・子ども向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞やインターネットなどのメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間（５月１～７日）、人権強調月間（８月）及び人権週間（１２月４～１０日）に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。更に、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクールやワークショップ、車椅子体験研修など）を積極的に取り入れるとともに、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

人権擁護委員がかかわる啓発活動としては、中学生を対象とする人権作文コンテスト、小学生を主たる対象とする人権の花運動や人権教室、人権にかかわる各種週間の街頭啓発や講演会等、多種多様な手法で行われており、その一層の推進を期待します。

7 人権に関する相談の充実

本市では今後においても引き続き、多様な問題に対応できるよう相談体制の充実を図り、さまざまな人権問題の早期解決に向けて助言や情報提供を行います。

また、いつでもどこでどのような相談が可能かといった情報を多様な方法で入手できるよう、相談窓口及び活動内容の広報に工夫を凝らします。

さらに、国及び京都府、人権擁護委員、フェミニストカウンセラーなど関係機関等と連携を進めるなかで、様々な問題に幅広く、また、早期に対応できるよう、相談機関等との連携の強化を図ります。